



島根県報

令和2年7月17日（金）

第 124 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則 (消 防 総 務 課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任の届出 (農 村 整 備 課) 2

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (") 3

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱の一部改正 (森 林 整 備 課) 3

兼用工作物管理協定の成立 (河 川 課) 3

所有者等が判明しない放置自動車（2件） (港 湾 空 港 課) 4

【公 告】

令和2年度島根県狩猟免許試験の実施 (農 林 水 産 総 務 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第66号）

1 規則の概要

引用する条項の整理（第9条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第66号

島根県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

島根県火薬類取締法施行細則（昭和61年島根県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「第16条第3号ト又は第4号へ」を「第16条第3号へ又は第4号ホ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第465号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市三瓶町加瀬土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

漆谷 幸男 大田市三瓶町志学イ36番地

原田 司 大田市三瓶町志学イ198-2

堀田 明博 大田市三瓶町志学イ154-2

堀田 翔平 大田市三瓶町志学イ154-2

榎 貴大 大田市三瓶町志学ロ440-2

監事

福島 譲 大田市三瓶町志学イ209

田中 稔 大田市三瓶町志学イ218

2 就任年月日

令和2年3月20日

島根県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市三瓶町加瀬土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

漆谷 幸男 大田市三瓶町志学イ36番地
原田 司 大田市三瓶町志学イ198-2
堀田 明博 大田市三瓶町志学イ154-2
堀田 翔平 大田市三瓶町志学イ154-2
榎 貴大 大田市三瓶町志学ロ440-2

監事

福島 譲 大田市三瓶町志学イ209
田中 稔 大田市三瓶町志学イ218

2 就任年月日

令和2年5月24日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

漆谷 幸男 大田市三瓶町志学イ36番地
原田 司 大田市三瓶町志学イ198-2
堀田 明博 大田市三瓶町志学イ154-2
堀田 翔平 大田市三瓶町志学イ154-2
榎 貴大 大田市三瓶町志学ロ440-2

監事

福島 譲 大田市三瓶町志学イ209
田中 稔 大田市三瓶町志学イ218

島根県告示第467号

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第3号中「及び第8号の2」を削る。

附 則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

島根県告示第468号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定によりダムと道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川の名称
二級河川浜田川水系浜田川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
浜田ダムの天端道路
- 3 河川管理施設の位置
浜田市河内町3222-5 地内
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 島根県浜田県土整備事務所長
浜田市片庭町254
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
令和2年6月1日から道路の存続する日まで

島根県告示第469号

島根県国有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）第7条第2項の規定により、所有者等が判明しない放置自動車について次のとおり告示する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 警告書の貼付けの日
令和2年2月18日
- 2 放置されている場所
島根県浜田市熱田町2087-2
- 3 車名
不明
- 4 塗色
黄色
- 5 自動車の種別
不明（ブルドーザー）
- 6 自動車登録番号又は車両番号
不明
- 7 告示後の取扱い
令和2年8月1日以後に当該放置自動車について廃自動車認定をし、処分を行う。
- 8 問合せ先
島根県土木部港湾空港課管理グループ （電話 0852-22-6572）

島根県告示第470号

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）第8条第2項の規定により、所有者等が判明しない放置自動車について次のとおり告示する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 警告書の貼付けの日
令和2年2月18日
- 2 放置されている場所
島根県浜田市長浜町1785-26
- 3 車名
ニッサン ブルーバード
- 4 塗色
白
- 5 自動車の種別
小型自動車
- 6 自動車登録番号又は車両番号
名古屋78ゆ2632
- 7 告示後の取扱い
令和2年10月18日以後に当該放置自動車について、処分を行う。
- 8 問合せ先
島根県土木部港湾空港課管理グループ（電話 0852-22-6572）

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和2年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 対象者
県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者
- 2 狩猟免許を受けることができない者
法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者
- 3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
9月6日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
9月9日(水)	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
9月12日(土)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
9月19日(土)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市内中原町52 島根県職員会館	県内全域
9月26日(土)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、	浜田市片庭町254	県内全域

		第2種銃猟	浜田合同庁舎	
10月3日(土)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
10月11日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
11月16日(月)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書の記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
(電話 0852-22-5335)

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、締切日までに必着とすること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
- ・東部農林振興センター林業振興課
- ・東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林振興センター林業振興課
- ・西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。